

EU 一般裁判所、「OPENAI」は記述的標章として登録認めず

2026 年 7 月 27 日

欧州連合（EU）一般裁判所は 7 月 15 日、米 AI 開発企業 OpenAI が出願した EU 文字商標（word mark）「OPENAI」（EU 商標出願番号 018888426）について、欧州連合知的財産庁（EUIPO）審判部の登録拒絶決定を支持する判決を下した。今回争われたのは文字商標「OPENAI」であり、同社のロゴなど図形商標は判決の対象ではない。

EUIPO の審査官は 2024 年 12 月、「OPENAI」について、欧州連合商標規則（EUTMR）第 7 条 1 項(b)および(c)に基づき、本来的な識別力を欠くとして出願の一部を拒絶した。これを不服として OpenAI が審判を請求したが、EUIPO 第五審判部は 2025 年 6 月、「OPENAI」は「OPEN」と「AI（Artificial Intelligence）」の結合から成り、英語圏の需要者には「開かれた AI」や「自由に利用可能な AI」を意味する記述的な標章として理解されると判断した。その上で、EUTMR 第 7 条 1 項(c)の記述的標章に該当し、また第 7 条 1 項(b)の識別力も欠くとして拒絶を維持した。一方、OpenAI が予備的（subsidiary）に主張した EUTMR 第 7 条 3 項に基づく使用による識別力については、審査部門に差し戻して後続審査を行うこととした。

一般裁判所も、「OPENAI」は出願対象となったソフトウェア、クラウドコンピューティング、認証・本人確認サービスなどとの関係で、その性質や用途を直接示す標章であり、EUTMR 第 7 条 1 項(c)にいう記述的標章に該当すると判断した。

OpenAI 側は、同社名称が広く認知されていることや、英国を含む 30 超の法域で登録されていることも主張したが、裁判所は EU 商標制度の下では他国における登録や知名度は本来的識別力の判断を左右するものではないと退けた。

もっとも、一般裁判所が今回判断したのは、「OPENAI」が EUTMR 第 7 条 1 項(c)にいう記述的標章に該当するか否かという点である。今後は、差し戻しを受けた EUIPO が、第 7 条 3 項に基づく使用による識別力（acquired distinctiveness through use）の立証を審査することになる。

今回の判決は、「OPENAI」が本来的には記述的な標章であるとの判断を示した点に意義がある。他方で、本件では第 7 条 3 項に基づく使用による識別力の審査がなお残されており、OpenAI が EU 全域において出所表示としての認識を立証できるかが今後の焦点となる。

EU 商標規則（[特許庁ウェブサイト](#)より抜粋）

第 7 条 絶対的拒絶理由

(1) 次のものは、登録することができない。

（中略）

(b) 識別性を欠く商標

(c) 商標であって、商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用することができる記号又は表示のみによって構成されているもの

(中略)

(3) (1)(b), (c)及び(d)は、その商標が、登録を求める商品又はサービスに関し、それを使用した結果、識別性を取得している場合には適用しない。

—EU 一般裁判所の判決文等は、以下参照 —

https://infocuria.curia.europa.eu/tabs/document/T/2025/T-0555-25-00000000PI-01-P-01/ARRET_NP/323775-EN-1-html

(以上)